下関市中小企業大学校研修生派遣事業補助金制度概要

本市の産業振興の中核を担う人材育成を促進するため、中小企業大学校で実施する研修に社員等を派遣する中小企業者に対して、受講料の一部を補助する制度です。

1.対象となる事業者

市内に本社、事業所等を有し、市税に滞納がない事業者で、中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当することが要件となります。

2.対象とする研修

中小企業大学校で実施される研修 広島校、直方校など所在地は問いません)

3 補助対象経費

受講料

4 補助額

年間5万円を上限とする

1 補助は同一年度に1回限りとします。

(複数の研修の受講費の申請は可能)

2 申請は先着順に受け付け、予算額に達した時点で締め切ります。

5 募集

通年で受け付けています。(本年度は4月1日以降実施の研修)

【申請手続きの流れ】

「補助金交付申請書」を産業振興課に提出。

添付書類の「市税を滞納していないことを証する書類」は、

「市税滞納なし」の証明書(下関市発行のもの)を提出してください。

市による審査後、「交付決定通知書」を送付。

研修受講後、「実績報告書」を産業振興課に提出

「補助金額確定通知書」を市から送付

「補助金請求書」を産業振興課に提出、市より補助金の交付